

平成17年11月18日
健康福祉事業本部
児童青少年部保育課

練馬区立向山保育園および石神井町つつじ保育園
運營業務委託事業者選定方針

練馬区立向山保育園（以下「向山保育園」という。）および練馬区立石神井町つつじ保育園（以下「つつじ保育園」という。）の運營業務委託事業者を選定するにあたり、運營業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）の選定方針を下記のとおり定める。

記

1 選定会議の位置付けと役割

選定会議は、向山保育園ならびにつつじ保育園の運營業務委託事業者を選定するため、区長が設置する。選定会議の選定結果は区長に報告するものとし、区長は報告を尊重して委託事業者を決定する。

2 選定会議委員の役割

選定会議における各委員（以下「選定委員」という。）は、円滑な運營業務委託のため、次に掲げる選定趣旨を十分認識し、それぞれの職責や専門性に基づいて公正かつ適正に選定を行うものとする。

- (1) 練馬区立保育園、とりわけ向山保育園ならびにつつじ保育園の現行の保育水準を維持・継続すること。
- (2) 運営委託実施後においても、区ならびに保護者との良好な関係を維持し、他の区立保育園と同等の保育園運営を実施すること。
- (3) 保育園職員を安定的かつ継続的に雇用すること。

3 事業者選定の考え方

- (1) 「審査基準表」は別紙を原案として選定会議が決定する。
- (2) 各「評価ポイント」は、審査の参考としての取扱いとし、公表の対象からは除外する。
- (3) 「最低基準」の設定ならびに取扱いについては、選定会議において選定委員の合議により判断する。
- (4) 向山保育園および石神井町つつじ保育園、両園への応募申し込みをし

ている事業者であっても、運營業務委託するのはどちらか一方の園のみとする。

- (5) 委託事業者の候補者は、選定基準表の評点結果ならびにそれぞれの区立保育園の運營業務委託事業者としてふさわしいかの観点から、選定委員の合議により決定する。

4 現地調査部会の位置付けと役割

現地調査部会は、選定会議の下部組織と位置付ける。

部会員は専門的な立場から、選定対象事業者が現在運営している保育施設の現地調査を実施する。調査にあたっては、十分な時間をかけ、特に保育内容を重視して調査する。

5 会議の公開

選定会議の議事および現地調査部会の調査は非公開で行う。

選定結果については、選定された事業者名と採点結果、落選した事業者の採点結果、ならびに選定会議の各回の要点記録を公表する。

選定事業者の提出書類ならびに選定会議に提出された会議資料の開示請求に対しては、練馬区情報公開条例に則り処理する。

6 その他

その他選定にかかわる具体的な方法等については、その都度選定会議において決定する。